

平成 18 年 12 月 20 日制定

平成 20 年 2 月 20 日改正

平成 22 年 11 月 17 日改正

平成 25 年 2 月 22 日改正

平成 27 年 1 月 21 日改正

(総則)

第 1 条 この規程は、北里大学獣医学部に在籍する 1 年次生の進級について必要な事項を定める。

(進級要件)

第 2 条 1 年次配当の下記の科目中、各学科で定める (1) 及び (2) の要件を満たした者を進級とする。

獣医学科

(1) 1 年次必修科目

< 1 群科目 >	英語 A I	1 単位
	英語 A II	1 単位
	英語 B I	1 単位
	英語 B II	1 単位
	化学	4 単位
	化学実験	1 単位
	生物学	4 単位
	生物学実験	1 単位

< 2 群科目 > 動物分類学 1 単位

< 3 群科目 >	獣医学概論 (農医連携論を含む)	1 単位
	獣医解剖学 I	1 単位
	獣医生理学 I	1 単位
	獣医生化学 I	1 単位
	獣医微生物学総論 I	1 単位

上記 1・2・3 群必修科目 14 科目 20 単位のうち、18 単位以上を修得

(2) 1 年次選択必修科目

< 1 群科目 >	人間形成の基礎科目	文化の領域	12 科目	24 単位から 6 単位選択必修
	人間形成の基礎科目	社会の領域	20 科目	40 単位から 6 単位選択必修
	人間形成の基礎科目	健康の領域	7 科目	14 単位から 2 単位選択必修
	総合領域科目・基礎教育科目・教養演習系科目の必修科目及び自由科目を除くその他の科目 19 科目 40 単位から 8 単位選択必修			

上記1群選択必修科目の合計22単位から20単位以上を修得。ただし、規定された選択必修単位数を超えて修得した単位は進級判定の対象に含めない。

#### 動物資源科学科

##### (1) 1年次必修科目

<1群科目>	英語A I	1単位
	英語A II	1単位
	英語B I	1単位
	英語B II	1単位
	化学	4単位
	化学実験	1単位
	生物学	4単位
	生物学実験	1単位

<2群科目>	動物資源科学概論1 (農医連携論を含む)	2単位
	動物資源科学概論2 (農医連携論を含む)	2単位

上記1・2群必修科目10科目18単位のうち、16単位以上を修得

##### (2) 1年次選択必修科目

<1群科目>	人間形成の基礎科目	文化の領域	12科目	24単位
	人間形成の基礎科目	社会の領域	20科目	40単位
	総合領域科目		3科目	6単位

合計35科目70単位から12単位選択必修

人間形成の基礎科目 健康の領域 7科目14単位から2単位選択必修

基礎教育科目・教養演習系科目の必修科目及び自由科目を除くその他の科目15科目32単位から6単位選択必修

上記1群選択必修科目の合計20単位から18単位以上を修得。ただし、規定された選択必修単位数を超えて修得した単位は進級判定の対象に含めない。

生物環境科学科

(1) 1年次必修科目

<1群科目>	英語A I	1単位
	英語A II	1単位
	英語B I	1単位
	英語B II	1単位
	数学	4単位
	物理学	4単位
	物理学実験	1単位
	化学	4単位
	化学実験	1単位
	生物学	4単位
	生物学実験	1単位

上記1群必修科目11科目23単位のうち、18単位以上を修得

<2群科目>	生物環境科学概論Ⅰ（農医連携論を含む）	2単位
	生物環境科学概論Ⅱ（農医連携論を含む）	2単位
	環境倫理学	2単位

上記2群必修科目3科目6単位のうち、4単位以上を修得

(2) 1年次選択必修科目

<1群科目>	人間形成の基礎科目	文化の領域	12科目	24単位から4単位選択必修
	人間形成の基礎科目	社会の領域	20科目	40単位
	総合領域科目		3科目	6単位
			合計	23科目 46単位から4単位選択必修
	人間形成の基礎科目	健康の領域	7科目	14単位から2単位選択必修
	教養演習系科目		5科目	7単位から1単位選択必修

上記1群選択必修科目の合計11単位から9単位以上を修得。ただし、健康の領域2単位以上と教養演習系科目1単位以上を修得することとする。なお、規定された選択必修単位数を超えて修得した単位は進級判定の対象に含めない。

(実験科目)

第3条 必修の実験科目が不合格の者は、留年とする。

(判定)

第4条 進級の可否は、教授会において議決する。

(この規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、教育委員会の議を経て、教授会において決定する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。